

# 令和8年度 富山県建設業担い手確保支援事業実施要領

## 1 目的

建設業は地域の安全・安心を支える基幹産業であることから、富山県では、建設業の経営基盤の安定のため、建設業の担い手確保の取り組みに要する経費の一部を補助する「富山県建設業担い手確保支援事業」を実施します。

## 2 対象企業

次のいずれにも該当するもの

- (1) この補助金を申請する年度における富山県建設工事競争入札参加資格または県内市町村建設工事競争入札参加資格を有し、その主たる営業所を県内に有するもの
- (2) 富山県建設業担い手確保支援事業費補助金の交付を受けていないもの

## 3 対象経費

人材確保に関する取組みに係る経費

### (1) 人材確保事業

求人情報掲載や会社説明会への出展等の求人活動等に要する経費、セミナーの受講等による採用担当者の人材養成に必要な経費

例) 求人情報掲載等に係る費用、テレビCMの作成費用(求人に関するもの)、会社説明会等への出展料、学校訪問等に要する旅費など

### (2) 計画支援事業

事業計画の作成等に必要な経費、外部専門家から事業遂行上の問題等に関し指導を受けるために必要な経費

例) コンサルティング等の指導を受ける外部専門家、計画支援等の委託費など

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とします。

**【注】**新たに取り組む活動を補助対象とし、技術関係職員(技術者、技能者等)の処遇向上(※)を行うことを条件とします。

※処遇向上とは、例えば、休日数や給与の増、職場環境の改善、柔軟な働き方の推進、福利厚生の実施等をいいます。

※処遇向上は、交付決定日以降に開始し、当該年度中に取り組むものとします。

交付決定の前に発注・支出された経費は対象外となります。

※処遇向上の実施日が次年度以降(例: R9.4月から実施する処遇改善)であっても、交付決定日以降の当該年度内に、処遇向上についてホームページや求人情報などでの公表や社内規定の整備などを実施したこと等が確認できれば、「年度内の処遇向上」とみなします。

## 4 補助率・補助金額

補助対象経費の2分の1以内とします(40万円を上限)。

## 5 申請方法等

- (1) 申請期間 令和8年4月1日（水）から令和9年1月31日（日）
  - ・補助金交付申請書
  - ・事業計画書（様式第1号）
  - ・収支予算書（様式第2号）
  - ・経費の算出根拠がわかる書類（見積書等）の写し、事業内容のわかる書類等  
※交付申請書類等の様式は富山県ホームページに掲載しています。
- (2) 申請方法 電子申請

## 6 選考方法等

募集開始後、所定の書類が提出された先着順で採択を行います。

具体的には、実施計画書等の内容により、「取組計画」や事業の効果などを確認したうえで、補助の可否を検討します。

## 7 補助対象事業終了の報告

対象事業が終了してから30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

- ・補助金実績報告書
- ・実績報告書（様式第3号）
- ・収支精算書（様式第4号）
- ・支出を証する書類の写し等、事実の実績が確認できる資料：写真や領収書の写し 等

## 8 注意事項

1. 補助金交付決定日から令和9年3月31日までの期間に支出される経費が対象となります（事前や事後に発注・支出された経費は対象外です）。
2. 補助は当該年度の予算の範囲内において実施します。また、予算には限りがあるため、原則として、補助金交付申請書の受付順に補助金の交付事務を進めます。
3. 取組内容について、成果や事例として広く紹介することがあります。  
また、その後の状況等についてヒアリング等を行うことがあります。
4. 交付要綱等を必ず確認いただき申請をお願いします。

## 8 問い合わせ先

〒930-8501  
富山市新総曲輪1番7号  
富山県 土木部 建設技術企画課 建設業係  
TEL 076-444-3316  
FAX 076-442-7954